

津久井産材利用拡大協議会会則

(名称)

第1条 この団体は、津久井産材利用拡大協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、さがみはら森林ビジョンの理念に沿った木材の利用拡大を進めるため、津久井産材の利用拡大について、関係事業者等が自主的に協議することを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる事業者等により構成する。

- (1) 林業事業者
- (2) 製材・木材加工事業者
- (3) 建築・設計事業者
- (4) 木材流通事業者
- (5) 木材利用事業者

(会長等)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長を務めるものとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときにはその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は構成員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができるものとする。

(所掌事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 津久井産材の利用拡大に必要な事項の協議と具現化の推進に関すること。
- (2) 流域連携による津久井産材の需要拡大に関すること。
- (3) 木質バイオマス利活用の促進に関すること。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、津久井郡森林組合内に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成27年8月21日から施行する。